

## 日吉台学区自主防災会トランシーバー運用要領

### (趣 旨)

- 1 この要領は、日吉台学区自主防災会トランシーバー（以下「無線機」という。）を運用するにあたり、その取扱い及び保全等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (運用範囲)

- 2 無線機の運用範囲は、日吉台学区における風水害、地震等の災害防除活動、人命検索活動、各種訓練等を行う場合において活用できるものとする。  
ただし、学区事業において、無線機を活用することが、地域活動に有効で公共の福祉に寄与すると学区自主防災会長が認めた場合は、この限りでない。

### (配備先等)

- 3 無線機の配備先、使用するチャンネル（周波数）は、次のとおりとする。
  - (1) 配備先  
学区自主防災会長（学区対策本部開設時は日吉台支所へ移動する）、地域自主防災会長が常時充電した状態で保有する。
  - (2) チャンネル指定  
1チャンネルを使用

### (運 用)

- 4 無線機の運用については、次のとおりとする。
  - (1) 無線機については、指定されたチャンネルを使用し、特段の指示がない限りチャンネルの切替えは行わないものとする。
  - (2) 無線機運用者は、災害現場の把握や学区災害対策本部との連携など効率的な運用を図るとともに、災害情報を入手した場合には、速やかに学区災害対策本部に報告するものとする。

### (保守管理)

- 5 無線機運用者は、無線機の点検等を実施し、機能の維持に努めなければならない。
  - (1) 無線機は、無線機運用者の個人管理とし、機器の性能・機能等を熟知の上、取扱いに十分注意を払い使用すること。
  - (2) 本機器の取扱いは、丁寧、清潔を旨とし、火気、冠水、塵埃等から保護するよう細心の注意を払うこと。
  - (3) 本機器の使用に際し、外観異常の有無、電源ON、OFFの確認、充電容量等、常に万全な状態に維持できるよう努めること。

(運用管理の代行)

- 6 無線機運用者が、1週間以上の長期にわたり自宅を離れる等その職務を履行できない場合は、その代行者に無線機の管理及び運用を引き継ぐものとし、履行できる状況になった場合は元に復するものとする。

(定期点検)

- 7 機器運用者は、本機器の正常な機能の維持に努めるとともに、学区自主防災会の役員会や総会等の機会を捉え、学区自主防災会事務局（以下「事務局」という。）による年1回の外観・機能点検を行うものとする。

(故障等への対応)

- 8 無線機に破損または不具合等が生じた場合は、速やかに学区自主防災会議事務局長に報告するとともに、機器を事務局に提出すること。  
事務局は、無線機の不具合解消のため、修理又は更新等の適切な対応を行うものとする。

(機器の返納等)

- 9 配備先の役職を離任した時は、速やかに無線機を事務局に返納するものとし、事務局は点検整備等実施後、新たに任命された配備先に配備するものとする。

(その他)

- 10 この要領の運用において、問題が発生する等、検討すべき事項が生じた場合には、学区自主防災会の役員会等において協議の上、速やかに対策を講じるものとし、この要領の運用に必要な事項は、学区自主防災会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。